第３部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第１回　平成23年５月30日（月）
　　・平成22年度事業報告及び平成23年度事業予定について

第２回　平成23年７月28日（木）
　　・正副会長の選出について

第３回　平成23年11月24日（木）
　　・平成23年度版年次報告書（案）について

第４回　平成24年１月25日（水）
　　・（仮称）朝霞市女性センターについて

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

※任期：平成23年７月15日～平成25年７月14日（２年間）

選出区分	氏　名	職　名	所　属　等
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	会　長	支援団体主宰
関係行政機関の職員	鴨下　修一		埼玉県朝霞警察署
	鈴木　洋子		埼玉県朝霞保健所
知識経験者	矢口　悦子		東洋大学文学部教授
	橋本　一男		民生委員児童委員
	栗山　　昇	副会長	人権擁護委員
	鈴木　泰代		教育委員
	岡　　吉明		朝霞市商工会
	久慈須美子		女性起業家
公募委員	川向　秀武		
	金子智恵子		
	小暮眞一郎		

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されています。

政策企画室	
総務部	人権庶務課　職員課　市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課　産業振興課
福祉部	福祉課　子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課　健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課　生涯学習課

【会議の開催状況】

第１回　平成23年５月20日（金）

・平成22年度事業報告及び平成23年度事業予定について

・平成22年度セクシュアル・ハラスメントに関する職員アンケート結果報告書（案）について

第２回　平成23年11月11日（金）

・平成23年度版年次報告書（案）について

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。

委員は、政策企画室、福祉部、健康づくり部から１人、その他の各部から２人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第１回　平成23年５月11日（水）

・リーダー及びサブリーダーの選出について

・平成22年度セクシュアル・ハラスメントに関する職員アンケート結果報告書（案）について

第２回　平成23年５月17日（火）

・平成22年度セクシュアル・ハラスメントに関する職員アンケート結果報告書（案）について

3 女性総合相談庁内連絡会

女性総合相談庁内連絡会は、女性総合相談庁内連絡会設置要綱により、女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の担当係職員と相談員で組織されています。

総務部	人権庶務課	男女平等推進係
市民環境部	地域づくり支援課	市民相談係
	総合窓口課	総合窓口係
福祉部	福祉課	生活援護第１、第２係
	子育て支援課	こども相談係
健康づくり部	長寿はつらつ課	高齢者支援係
	健康づくり課	保健係
	保険年金課	国民健康保険係
学校教育部	教育管理課	学務係
女性総合相談員		

【会議の開催状況】

平成23年５月11日（水）

・配偶者暴力相談支援センターについて

・各課との情報交換

4 庁内ＤＶ対策連携会議

庁内DV対策連携会議は、朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱により、DV（配偶者等からの暴力をいう。）を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するために設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の担当係職員と相談員で組織されています。

総務部	人権庶務課	男女平等推進係
市民環境部	地域づくり支援課	市民相談係
	総合窓口課	総合窓口係
福祉部	福祉課	生活援護第１、第２係
	子育て支援課	こども相談係
健康づくり部	長寿はつらつ課	高齢者支援係
	健康づくり課	保健係
	保険年金課	国民健康保険係
学校教育部	教育管理課	学務係
女性総合相談員		
配偶者暴力相談支援センター相談員		

【会議の開催状況】

第１回　平成23年５月11日（水）

・配偶者暴力相談支援センターについて

・各課との情報交換

第２回　平成24年２月20日（月）

・各課との情報交換

資　料

■朝霞市男女平等推進条例
■朝霞市男女平等推進条例施行規則
■朝霞市女性センター設置及び管理条例
■朝霞市女性センター設置及び管理条例施行規則
■朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
■朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
■朝霞市庁内DV対策連携会議設置要綱
■朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
■朝霞市男女平等推進事業評価基準
■朝霞市庁内男女平等推進指針

資料 朝霞市男女平等推進条例

平成15年3月24日公布
朝霞市条例第15号

■ 目次

前文
第1章　総則（第1条―第9条）
第2章　基本的施策（第10条―第17条）
第3章　具体的施策（第18条―第23条）
第4章　朝霞市男女平等推進審議会（第24条―第29条）
第5章　雑則（第30条）
附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　男女平等　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。

（2）　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（4）　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

（基本理念）

第3条　男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2　男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

3　男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4　男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。

6　男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。

7　男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2　市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

3　市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4　市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。

5　市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条　市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

2　市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2　事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。

3　事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育における責務）

第7条　学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2　何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条　何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章　基本的施策

（行動計画）

第10条　市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2　行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱

（2）　前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
4　市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5　市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
6　第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（事業等の評価）

第11条　市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。
2　前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（啓発及び人材の育成）

第13条　市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。
3　市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

（年次報告）

第14条　市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（学校教育及び社会教育における措置）

第15条　市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等への支援）

第16条　市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

（家庭生活と職業生活等との両立への支援）

第17条　市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章　具体的施策

（顕彰）

第18条　市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

（積極的格差是正措置）

第19条　市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
2　市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
3　市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）

第20条　市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。
2　市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

（ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進）

第21条　市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者（次項及び第3項において「被害者」という。）の救済の促進を図るものとする。
2　市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
3　市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

（性別による権利侵害の防止）

第22条　前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

（男女平等苦情処理委員の設置等）

第23条　男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
2　前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。
(1)　市内に住所を有する者
(2)　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(3)　市内に存する学校に在学する者
3　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。
4　市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章　朝霞市男女平等推進審議会

（朝霞市男女平等推進審議会の設置）

第24条　男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第25条　審議会は、第10条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。
2　審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（委員）

第26条　審議会は、委員13人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　男女平等の推進に関する活動を行っている者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　知識経験者
(4)　公募による市民
3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第29条　審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章　雑則

（委任）

第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附　則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

朝霞市男女平等推進条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、朝霞市男女平等推進条例（平成１５年朝霞市条例第１５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情処理委員）

第２条　条例第２３条第１項に規定する男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、２人とする。

２　苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　前項の規定により委嘱される苦情処理委員のうち少なくとも１人は女性でなければならない。

４　苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

５　苦情処理委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　苦情処理委員は、再任されることができる。

７　市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委嘱を解くことができる。

（職務）

第３条　苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

（１）　条例第２３条第１項の規定による申出（以下「申出」という。）について調査すること。

（２）　前号の調査結果に意見を付して市長に報告すること。

（申出の方式）

第４条　申出は、苦情申出書（様式第１号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

２　前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第５条　苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

（1）判決、裁決等により確定した事項

（2）裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

（3）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１６条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事項

（4）議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

（5）条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

２　苦情処理委員は、申出が当該申出に係る事実があった日から１年を経過した日以後にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３　苦情処理委員は、前２項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第６条　苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を関係者に対し、調査開始通知書（様式第３号）により通知するものとする。ただし、正当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

２　苦情処理委員は、条例第２３条第３項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くときは、説明等依頼書（様式第４号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知等）

第７条　苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果通知書（様式第５号）により通知するとともに、第３条第２号の規定により、当該申出の調査結果及びこれに関する意見等について、調査結果報告書（様式第６号）により市長に報告するものとする。

（助言及び是正の勧告）

第８条　市長は、条例第２３条第４項の規定により、前条の調査結果報告書に基づき、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言及び是正の勧告を勧告等通知書（様式第７号）により行うものとする。

（守秘義務）

第９条　苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の朝霞市男女平等推進条例施行規則の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

朝霞市女性センター設置及び管理条例

（目的及び設置）

第１条　男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するため、朝霞市女性センター（以下「女性センター」という。）を朝霞市青葉台１丁目７番１号に設置する。

（管理）

第２条　女性センターは、市長が管理する。

（業務）

第３条　女性センターは、男女平等の推進に係る次の業務を行う。

（1）交流の促進及び市民活動の支援に関すること。

（2）講座の開催及び人材の育成に関すること。

（3）情報紙の発行並びに情報の収集及び提供に関すること。

（4）配偶者暴力相談支援センターに関すること。

（5）相談に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、女性センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

（職員）

第４条　女性センターに所長その他必要な職員を置く。

（休所日）

第５条　女性センターの休所日は、次のとおりとする。

（1）毎週月曜日

（2）１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

（開所時間）

第６条　女性センターの開所時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

（損害賠償）

第７条　故意又は過失により女性センターの施設又は備品を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２５年１月１日から施行する。

朝霞市女性センター設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、朝霞市女性センター設置及び管理条例（平成２４年朝霞市条例第２３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第２条　朝霞市女性センター（以下「女性センター」という。）の施設は、次のとおりとする。

（1）使用に供する施設

ア　情報・交流コーナー

イ　お知らせコーナー

（2）女性センターの専用施設

ア　事務室

イ　相談室

ウ　倉庫

２　女性センターの施設の警備保安、清掃、機械の保守点検その他の維持管理は、女性センター所長（以下「所長」という。）、朝霞市コミュニティセンター所長及び朝霞市中央公民館長が協議して行う。

（事務分掌）

第３条　女性センターの事務分掌は、次のとおりとする。

（1）男女平等の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。

（2）女性センターの施設及び設備の管理に関すること。

（3）女性センターの庶務に関すること。

（職務権限）

第４条　所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　所次長は、所長を補佐し、上司の命を受け、事務を調整する。

３　職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（職務権限の代理）

第５条　所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、所次長がその職務を代理する。

（専決事項）

第６条　所長は、女性センターに係る次の事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（1）定期又は定例に属し、かつ、軽易な事項の通知、督促、請求、申請、照会、依頼、回答、証明等の処理に関すること。

（2）所属職員の出張命令に関すること。

（3）次に掲げる休暇に関すること。

ア　所属職員の年次休暇及び夏季休暇

イ　所属職員の引き続き３日以内の特別休暇（夏季休暇を除く。）

（4）所属職員の時間外勤務命令に関すること。

（5）前各号に準ずる軽易な事項

（入所の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、女性センターへの立ち入りを拒み、又は女性センターからの退去を命ずることができる。

（1）感染性の疾病者

（2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をするおそれのある者

（3）前２号に掲げるもののほか、女性センターの管理上支障がある者

（遵守事項）

第８条　市長は、女性センターの利用について遵守事項を定め、管理上必要があるときは、女性センターを利用する者に対して必要な指示をすることができる。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女平等推進施策について、関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため、朝霞市男女平等推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　庁内連絡会議は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。（１４名）

２　委員長は、男女平等推進所管課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名した者とする。

３　委員は、別表（１）に掲げる室、課の中から、室長及び各部長が各１名を指名する。

４　幹事は、別表（２）に掲げる室、部の中から、室長、福祉部長及び健康づくり部長は各１名を、その他の各部長は各２名を指名する。（１５名）

（審議事項）

第３条　庁内連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

（1）男女平等の総合的推進に関すること。

（2）男女平等推進について関係部課との連絡調整に関すること。

（3）男女平等の推進に関する行動計画の策定に関すること。

（4）男女平等推進についての調査研究に関すること。

（5）その他男女平等推進に関して必要と認められること。

（会議）

第４条　庁内連絡会議は委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

（幹事会）

第５条　庁内連絡会議に具体的事項を調査、研究し、庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとして幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事の互選により、リーダー及びサブリーダーを置く。

３　幹事会はリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

４　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代行する。

５　リーダーは、調査、研究等が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

（報告）

第６条　委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　庁内連絡会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、昭和６１年３月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

別表（１）

政策企画室	
総務部	職員課　　市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課　　産業振興課
福祉部	福祉課　　子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課　　健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課　　生涯学習課

別表（２）

政策企画室			
総務部	市民環境部	福祉部	健康づくり部
都市建設部	水道部	学校教育部	生涯学習部

朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱

（設置）

第１条　女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題により一層配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うため、朝霞市女性総合相談庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

（組織及び運営）

第２条　庁内連絡会は、総務部人権庶務課男女平等推進係、市民環境部地域づくり支援課市民相談係、市民環境部総合窓口課総合窓口係、福祉部福祉課生活援護第１、第２係、福祉部子育て支援課こども相談係、健康づくり部長寿はつらつ課高齢者支援係、健康づくり部健康づくり課保健係、健康づくり部保険年金課国民健康保険係、学校教育部教育管理課学務係の職員及び女性総合相談員をもって組織する。

２　会の運営は、人権庶務課が行う。

（会議事項）

第３条　庁内連絡会は、次に掲げる事項について会議を行う。

一　女性総合相談事業に関する庁内の連絡調整に関すること。

二　その他女性総合相談に関して必要と認められること。

（庶務）

第４条　庁内連絡会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年９月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

朝霞市庁内ＤＶ対策連携会議設置要綱

（設置）

第１条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第２条に基づき、DV（配偶者からの暴力をいう。）を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するため、「朝霞市庁内DV対策連携会議」（以下、「庁内連携会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　庁内連携会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

（目的）

第３条　庁内連携会議は、次の事項を目的として行う。

（１）DV被害者に対する総合的な支援を行うために、連携体制を構築すること。

（２）DV被害者の処遇検討を通じて、被害者の支援を行うこと。

（３）DV被害防止に関すること。

（４）その他DV被害者の支援に必要な事項を検討すること。

（会議）

第４条　庁内連携会議は人権庶務課長が必要に応じて構成員を招集し、その議長となる。

２　庁内連携会議は、必要があると認めるときは、別表に掲げる関係機関以外の者に対し、会議の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

３　人権庶務課長に事故あるときは、あらかじめ人権庶務課長が指定する職員が人権庶務課長の職務を代理する。

（庶務）

第５条　庁内連携会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

	関係機関	委員
１	市民環境部地域づくり支援課	市民相談係
２	市民環境部総合窓口課	総合窓口係
３	福祉部福祉課	生活援護第１、第２係
４	福祉部子育て支援課	こども相談係
５	健康づくり部長寿はつらつ課	高齢者支援係
６	健康づくり部健康づくり課	保健係
７	健康づくり部保険年金課	国民健康保険係
８	学校教育部教育管理課	学務係
９	女性総合相談員	
１０	配偶者暴力相談支援センター相談員	
１１	総務部人権庶務課（事務局）	男女平等推進係

朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成１３年法律第３１号。以下「法」という。)第１条第２項に規定する被害者及び配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画に定める暴力の被害者を救済するとともに、自立した社会生活の促進を図るため、法第２条及び第３条第２項の規定により朝霞市配偶者暴力相談支援センター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第２条　事業の内容は、法第３条第３項各号に規定する業務(同項第２号の業務及び第３号に規定する業務のうち一時保護に係る業務を除く。)とする。

(事業実施場所)

第３条　事業は、総務部人権庶務課において行う。

(事業実施日及び実施時間)

第４条　事業は、朝霞市の休日を定める条例(平成２年朝霞市条例第１６号)第１条第１項に規定する日以外の日に実施する。

２　事業の実施時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　人権庶務課長が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(事業担当者)

第５条　事業担当者は、朝霞市配偶者暴力相談支援センター相談員及び総務部人権庶務課の職員をもって充てる。

(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

朝霞市男女平等推進事業評価基準

（趣　旨）

１　朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）第１１条第１項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等（以下「市の事業等」という。）を評価するにあたり、同条第２項に基づき、その基準を定めるものとする。

（名　称）

２　条例第１１条第１項の規定に基づく、市の事業等の評価を「朝霞市男女平等推進事業評価」とし、同条第２項に基づいて定めるこの基準の名称を、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」（以下「基準」という。）とする。

（基本方針）

３　市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

（具体的方針）

４　市の事業等の評価は、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階において、男女双方の参画状況や、男女それぞれに対する影響・効果等への考慮の度合や結果の分析などを通じて行うこととし、評価結果を事業等に有効に反映させることはもとより、評価行為を通してあらゆる分野の事業等の実施主体が男女平等の視点をもって事業等の過程を検証し、男女が平等な社会の構築に向け、より有効で効率的な実効性ある事業等の実施につながることを目指す。

（評価対象）

５　評価の対象は、条例第１０条に基づく男女平等の推進に関する行動計画並びに実施計画に基づく市の事業等とする。

（評価の種類）

６　評価の種類は、事前評価（市の事業等の実施前の時点における評価をいう。以下同じ。）及び事後評価（市の事業等の実施後の時点における評価をいう。以下同じ。）とする。

（評価方法）

７　評価は、市の事業等の実施機関が朝霞市男女平等推進事業評価調書の作成により評価を行ったのちに、条例第１１条第１項に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、市長が総合的に評価するものとする。

（公表）

８　条例第１１条第１項に基づき、評価結果は、市民にわかりやすい形式で市の広報等により公表するものとする。

（市民意見の反映）

９　実施機関は、評価結果の公表により市民から意見があったときは、その内容を精査した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

（評価結果の活用）

１０　実施機関は、評価結果を分析した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

（適用）

１１　この基準は、平成１８年４月１日から適用する。

朝霞市庁内男女平等推進指針

１　目的

この指針は、朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的とする。

２　基本方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等を推進する観点から職員自ら意識改革に努め、男女が性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担い、地域における男女平等のモデル職場づくりを行うものとする。

３　具体的方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等の視点で日常の職場環境や職員の職務状況、市の施策・事業の取組状況を点検し、あらゆる場、過程における男女平等を推進するものとする。

４　推進内容

庁内における男女平等の推進は、次の各内容により行う。

（1）　男女が、性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担うこと。

（2）　男女が、性別にかかわりなく等しく情報を共有し、研修等に参加しやすい環境づくりに努めること。

（3）　男女が互いの人権を尊重し、男女平等に配慮した職場環境の整備を行うこと。

（4）　市民の男女平等推進を促すよう、日常的な職務遂行における配慮に努めること。

（5）　男女平等の推進にあたっては、条例の基本理念及び市の責務に配慮すること。

５　推進体制

（1）　庁内における男女平等の推進は、職員及び庁内各課所自らが行う。ただし、男女平等推進に関する専門的な情報の提供等については、総務部人権庶務課男女平等推進係が行う。

（2）　朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会は、庁内における男女平等推進プロジェクトチームとして、年度ごとに重点活動テーマを設定し、全庁的な視点から庁内における男女平等推進を促す役割を担うものとする。

（3）　朝霞市男女平等推進庁内連絡会議は、幹事会の報告を基に、総合的かつ効果的な施策を推進する。

６　施行期日

この指針は、平成１９年４月１日から施行する。

平成24年度版 年次報告書

平成24年12月

編集・発行　朝霞市（総務部人権庶務課男女平等推進係）

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL　048－463－2697（直通）
FAX　048－467－0770
URL　http://www.city.asaka.lg.jp

平成24年度版

年次報告書

平成24年12月

朝霞市